

令和元年度三木町農業委員会
5月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会
5月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年5月21日
(会議時間) 13:30～14:25
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 19名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、5月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等11件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、多田委員と井戸委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿庭字下所 1筆 96㎡

地目：田1筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：その他

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：鹿庭字氷上所 15筆 5,367.91㎡

地目：田12筆、畑3筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：新規就農

権利：所有権移転売買

番号3 申請地：田中字宮下 1筆 240㎡

地目：田1筆

譲渡理由：相手方の要望

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号4 申請地：下高岡字鳥打 1筆 234㎡

地目：畑1筆

譲渡理由：高齢化

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号5 申請地：井戸字山田 9筆 4,301㎡

地 目：田 9 筆
譲 渡 理 由：農業廃止
譲 受 理 由：新規就農
権 利：所有権移転売買

番号 1 について説明します。

番号 1 については、農道を取り込み農地としていたが、今回農道払い下げにより申請に至ったものです。

番号 2 について説明します。

番号 2 については、新規就農になります。下限面積等は問題ありません。

番号 3 について説明します。

番号 3 については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等は問題ありません。

番号 4 について説明します。

番号 4 については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等は問題ありません。

番号 5 について説明します。

番号 5 については、譲受人が三木町に移り住み農業を行うもので、下限面積等は問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

番号 1 については、譲渡人の宅地と農地を譲受人に売買したもので、農道を取り込んでいたところだけが払い下げ完了するまで申請できなかったもので、払い下げ完了しましたので、申請に至ったものです。

番号 2 については、譲渡人は町外在住で、耕作せず管理のみをしていました。このたび土地を購入してくれる人ができ、売買に至ったものです。

7 番委員

番号 3 については、5 条申請番号 3 の農地の残地を購入するものです。

1 4 番委員

番号 4 について、譲渡人は高齢で耕作できないということで、近隣の譲受人がするという事です。

1 1 番委員

番号 5 について、耕作されていない農地を耕作するという事で、特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字上田中 1筆 232㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 653㎡
造成時期：平成元年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字横上 1筆 1,917㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：仮設ハウス
権利の種類：賃貸権設定
併用地：ため池 57,688㎡
一時転用 令和2年1月31日まで

番号2 申請地：池戸字天神 1筆 495㎡
地目：田1筆
現況：田1筆

目 的：住宅2階建 1棟 94.96㎡
カーポート 1棟 21.15㎡

権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：田中宇宮下 1筆 498㎡

地 目：田1筆

現 況：田1筆

目 的：住宅2階建 1棟 63.48㎡

物置・カーポート 1棟 47.84㎡

権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、北側にある女井間池の水上太陽光発電設備の設置にかかる仮設ハウスを建てるため、令和2年1月31日まで一時転用するものです。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告願います。

1.1 番委員

それでは、現地調査の報告を行います。5月分の農地法関連の申請について去る、令和元年5月15日(水)の午前9時から4条申請1件、5条申請3件につきまして、高尾職務代理者、藤澤委員、私、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

6番委員

4条申請番号1について、農地の売買をする際に発覚し、農機具等を保管する場所が手狭になったため建てたもので、始末書も添付されていました。

18番委員

5条申請番号1について、地図を見ていただくと、女井間池にソーラーをするということで、組み立て用の資材置場で、一時転用となっています。

12番委員

5条申請番号2について、高松市との境界あたりになりますが、譲受人の両親が三木町に住んでおり、親の近くで暮らしたいということで、住宅を建てたいということです。

7番委員

5条申請番号3について、地図を見ていただいたら、鍵型になっている農地で一部に家を建てて、残りを3条で売買します。

会長

ありがとうございました。何か、質問等ある委員の方がいれば挙手等お願いいたします。

3番委員

5条申請番号1についてですが、女井間池の水利組合は納得していますか。譲受人が直接するのですか。

18番委員

はい、納得していますし、平木尾池と同じ形態で同じ会社になります。

3番委員

太陽光設置の期間は永久的ですか。

18番委員

20年と聞いています。

3番委員

最近値が下がってきていますが、採算はあうんでしょうか。

18番委員

どうでしょうかね。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：上高岡 911㎡
地 目：畑
目 的：山林

番号2 申請地：上高岡 408㎡
地 目：畑
目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、周囲の山林に取り込まれるように樹木が生い茂り山林化したものです。

番号2について説明します。

番号2については、周囲の山林に取り込まれるように樹木が生い茂り山林化したものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が8件、再設定が16件で合計24件になります。

総設定面積は54,633㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は2件で、総設定面積7,089㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年5月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____